

# 八木山自然の会規約

(目的)

## 第 1 条

本会は、八木山地区住民の里山である八木山の定期的、継続的な自然保護、維持活動を通し、八木山地区の町づくりに資する事を目的とします。

(名称)

## 第 2 条

本会は、「八木山自然の会」と称する。

(事務所)

## 第 3 条

本会は、本会会長宅に事務所を置く。

(会員の構成)

## 第 4 条

本会の会員は、八木山地区（松が丘、つつじが丘）に居住する、まちづくり協議会のボランティア会員をもって構成する。

(本会の性格)

## 第 5 条

本会は、八木山町づくり協議会の認可団体として、当該協議会の活動に貢献するために活動するものとし、本会の活動を通して当該協議会に本規約第6条に定める事業に関する必要諸事項を提言するものとします。

(事業)

## 第 6 条

本会は、本規約第1条の目的を達成するため、次の各項の事業を行う。

- ① 道標、看板（樹木の名札等を含む）等の新設、維持管理。
- ② 危険個所の点検、補修。ただし、必要な場合は、行政と折衝する。
- ③ 登山道の整備（沿道の枝払い、倒木の除去等。）
- ④ 動植物の保護、調査、研究等。
- ⑤ 八木山の自然保護に関する行政への提言。
- ⑥ その他、第1条の目的達成のために必要な事業。

(役員)

第 7 条

本会は、本規約第1条の目的達成及び第6条の事業遂行のため次の役員を置く。

- ① 事業遂行の統括機関として、会長1名、副会長2名を置く。
- ② その他、若干名の役員を置くことができるものとする。

(決定機関)

第 8 条

本会は、本会会員が出席して開催される「八木山自然の会」会議で、会議開催時点の有効会員(年会費納入者を言う。)の3分の2以上の出席者の過半数(委任状を含む。)で本会事業運営上の諸事項が決せられるものとする。

(会費)

第 9 条

本会の年会費は、年額¥1,000.とします。ただし、年度途中で入会した場合であっても年会費として¥1,000.本会に納入することとします。

(経費)

第 10 条

本会の運営経費は、第9条で定める会費の他、八木山町づくり協議会の助成金及び行政からの助成金とします。

(会計年度)

第 11 条

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの12ヶ月間とします。

(規約の改廃)

第 12 条

本規約の改廃は、本規約第8条で定める決定機関において行います。

(付則)

1. 本規約は、平成15年6月29日より施行する。
2. 平成18年3月26日、第7条(役員の定足数)、第8条(出席者の定義)の改定。